

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』 正誤表

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』（2017年2月10日発行 第5版第1刷）におきまして、誤りがございました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、訂正申し上げます。

(2017年8月25日 メジカルビュー社編集部)

ページ	誤	正
p. 27 3行目	なお、退職後6カ月以内に分娩したものについても支給される。	削除
p. 27 「出産育児一時金」文章最下部（本文12行目後）		追加：1年以上被保険者であり、資格喪失後（退職後）6カ月以内に分娩したものについても支給される。

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』 正誤表

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』（2017年2月10日発行 第5版第1刷）におきまして、誤りがございました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、訂正申し上げます。

(2017年7月28日 メジカルビュー社編集部)

ページ	誤	正
p. 99 表 15 タイトル	産科超音波検査で保険の対象疾患と考えられているもの（基準）	産科超音波検査で保険の対象疾患と考えられているもの（目安）
p. 99 表 15 内「胎児発育不全」の検査回数（上部）	外来 1回/週	外来 1回/1~2週
p. 99 表 15 内「胎児発育不全」の検査回数（下部）	入院 2回/週	入院 1~2回/週

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』 正誤表

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』（2017年2月10日発行 第5版第1刷）に誤りがございました。ここに深くお詫びいたし、訂正申し上げます。

(2017年3月15日 メジカルビュー社編集部)

ページ	誤	正
p. 93 下から3行目	2日目は、写真診断「造影剤使用撮影」＋撮影「造影剤使用撮影」＋フィルム代により算定する。	2日目は、写真診断「単純撮影」＋撮影「単純撮影」＋フィルム代により算定する。